

## 福島県地球温暖化防止活動推進員 設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、県民等に対して地球温暖化の現状及び地球温暖化防止対策に関する知識の普及啓発を図り、地域における地球温暖化防止活動を促進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第177号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づく、福島県地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2 知事は、以下に掲げる者のうち、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及啓発並びに地球温暖化対策の実践拡大を図るための活動の推進に熱意と識見を有し、福島県地球温暖化防止活動推進員委嘱申込書（様式1）（以下「委嘱申込書」という。）を提出した者を推進員として委嘱する。

- (1) 第9で定める養成研修を修了した者
- (2) 環境カウンセラー登録制度実施規定（平成8年環境庁告示第54号）に定める環境カウンセラーのほか、地球温暖化対策について相当の知識、活動実績等を持つと認められる者
- (3) 福島県地球温暖化防止活動推進員推薦書（様式2）（以下「推薦書」という。）による市町村長又は法第38条第1項に基づく福島県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）の推薦を受けた者
- (4) その他、知事が適当であると認めた者

(再委嘱)

第3 知事は、既に推進員として活動し、継続して活動する意欲があり、福島県地球温暖化防止活動推進員再委嘱申込書（様式3）及び福島県地球温暖化防止活動推進員活動報告書（様式4）（以下「活動報告書」という。）を提出した者を推進員として再委嘱する。ただし、再委嘱を希望する推進員は、地球温暖化に関する最新の知識の習得等のため、第9で定める養成研修を受講するように努めるものとする。

(任期)

第4 推進員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(報酬等)

第5 推進員の活動内容に応じて旅費を支給する。旅費の支給については別で定める。

(委嘱の取り消し)

第6 知事は、推進員としてふさわしくない活動を行った場合は、当該推進員に対する委嘱を取り消すことができるものとする。

(活動)

第7 推進員は、法第37条第2項の規定に基づく活動のほか、センターの事業等に対して必要な協力を行う。

2 推進員は、活動を行う際は推進員証を携帯するものとする。

(推進員の活動支援)

第8 知事及びセンターは、推進員の活動が円滑に行われるよう、以下に掲げる活動支援

を行うものとする。

- (1) 推進員を対象とした研修会の開催、地球温暖化に関する情報の提供、必要に応じた資料の提供、市町村等に対する推進員の活動支援の依頼等
- (2) 推進員の活動の参考となる活動マニュアルの作成及び推進員への配布
- (3) 推進員が活動内容を発表し、情報交換、交流を進める場の設置

(養成研修の開催)

第9 知事は、推進員を養成するために、地球温暖化防止に関する知識の習得を目的とした地球温暖化防止活動推進員養成研修を開催する。

(活動報告)

第10 推進員は、年1回以上、活動報告書を提出するものとする。

(委嘱任期中の解除)

第11 推進員が任期中に委嘱の解除を申し出るときは福島県地球温暖化防止活動推進員委嘱解除申出書(様式5)を知事に提出しなければならない。

(推進員の身分)

第12 推進員はボランティアとしての活動を行うものであり、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職の身分を保有するものではない。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成17年8月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年11月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年6月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年10月3日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月11日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 令和3年12月1日及び令和4年12月1日に委嘱した推進員の委嘱期間は、第4の規定にかかわらず令和6年3月31日及び令和7年3月31日までとする。

推進員証（見本）

表

福島県地球温暖化防止活動推進員			
	No. E-〇〇〇〇		
	〇〇 〇〇 (氏名)		
委嘱期間	年	月	日から
	年	月	日まで

裏

福島県地球温暖化防止活動推進員とは、地域における地球温暖化防止に向けた実践活動の促進を図るため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第37条第1項の規定により福島県知事が委嘱するものです。